

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 8 月 2 7 日
契 約 業 者 名	世紀東急工業（株）横浜支店
契 約 業 者 の 住 所	神奈川県横浜市中区山下町 2 2 番地
工 事 の 名 称	R 6 横浜国道事務所管内交通安全対策その 2 工事
工 事 場 所	横浜国道事務所管内
工 事 種 別	アスファルト舗装工事
工 事 概 要	【変更概要】本工事については、下記の工種について変更するものとする。 1. 試掘工 一式 2. 舗装工 一式 3. 構造物撤去工 一式 4. 交通管理工 一式
工 期 (自)	令和 7 年 4 月 1 日
工 期 (至)	令和 7 年 1 1 月 2 8 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 9 6 , 5 7 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 5 3 , 6 3 6 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 5 0 , 2 0 6 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 試掘工 現地調査の結果、不明管の管理者の特定及び杭施工に影響する占用物件の位置の特定のため、試掘調査を行う必要が生じたため、作業土工及び構造物取壊し工、アスファルト舗装工を増工する。 2. 舗装工 関係機関との協議の結果、ブロック舗装工を追加し、半たわみ性舗装工及び透水性舗装工を数量精査（減）する。 3. 構造物撤去工 舗装工の数量精査（減）に伴い、構造物取り壊し工及びブロック舗装撤去工、運搬処理工を数量精査（減）する。 4. 交通管理工 試掘工の増工に伴い、交通誘導員を数量精査（増）する。 5. 工期 上記内容の変更により、令和 7 年 1 1 月 2 8 日までとする。